

危険な悪法・共謀罪

中北 龍太郎

共謀罪の危険な本質

またぞろ人権蹂躪の悪法をつくる動きが出てきている。安倍政権は、共謀罪を新設する組織的犯罪処罰法の改定（共謀罪法）を準備している。共謀罪法案は、自民党政権の下で、国連国際組織犯罪防止条約（以下「条約」と略す）の批准のために法制定が必要だとして2003年から3度国会に提出され、09年に3度目の廃案になった。この間の07年、安倍首相は法相らに成立を図るよう指示していることから分かるように、安倍首相は共謀罪法案に執念を抱いている。東京五輪の治安対策を口実に進められている点が今回の動きの特徴だ。

廃案になった法案における共謀罪の成立の要件は、①長期4年以上の刑を定める犯罪について、②団体の活動として当該行為を実行するための組織により行われるものの、③遂行を共謀することである。処罰は、原則として懲役2年以下（ただし、死刑・無期・長期10年以上の犯罪の共謀は懲役5年以下）で、犯罪の実行着手以前に自首すれば刑は減免さ

れる（「自首制」と略す）。

共謀罪は、人と人が犯罪を行なうことを話し合つて合意すれば、犯罪の実行や未遂などの行為がなくても成立する。「合意」というのは心の中で思つたことと紙一重であり、共謀罪の本質はまさに、単に「悪い」考えを抱いているというだけで処罰するところにある。処罰されるのは行為であり、犯罪の被害が発生して初めて処罰できる、決して内心・思想を処罰してはならないというのが近代刑法の原則である。これは、思想・信条の自由を保障した人権宣言や憲法の原理を刑事法において具体化したもので、市民の人権保障に不可欠の原則である。内心・思想を処罰する共謀罪は、この原則に対する重大な侵犯である。日本政府も条約の審議の際に、「共謀を犯罪化することは我々の法原則と両立しない」と述べていた。この点が共謀罪の最も根本的な問題点である。

法案はこの根本的問題点を著しく悪化する中身になっている。

- ① 共謀罪適用の犯罪の数は619にもおおよんでおり、対象範囲が広い。
- ② 「団体」の要件は、組織犯罪集団に限定されておらず、あらゆる団体に適用できる。
- ③ 目くばせなどの暗黙の意思連絡でも成立するという「共謀」の解釈に歯止めがかけられておらず、共謀の成立範囲が極めて広い。
- ④ 犯罪の準備行為（合意を促進する行為）す

ら成立の要件としていないため、どのような場合に共謀が成立するのかが不明確で予測困難であり、恣意的な運用の余地が広がっている。

⑤ 犯罪が国境を越えて発生していることを要件としていない。

⑥、⑦や⑧は条約とも異なっている。

こうした様々な問題点を抱えた共謀罪法は、市民相互のコミュニケーションを委縮させ、思想・表現の自由という民主主義の根幹を根こそぎ枯らす毒薬である。

共謀罪は治安法

共謀罪法が作られると市民社会に刑罰権の大きな網がかけられることになる。「安全」を目標に掲げるテロ対策や治安対策はすでに大阪駅ビルにおける顔認証カメラ設置計画にも見られるように、危険のおそれのない状態を追い求める過剰な「安全」重視に陥り、また危険性の段階で国家権力を安易に発動する予防主義を強めている。こうした状況下で、犯罪の実行以前の事前予防を核心とする共謀罪が新設されると、強引な摘発、見込み捜査、不当な身柄拘束、自白強要、冤罪の多発などの捜査権の乱用は現状よりもますます拡大し苛酷なものになる。

また、共謀罪は、政府の政策実現のため市民の抵抗を抑圧し、「異端」を排除して支配体制を維持強化するための装置として目一杯活用されることも必至である。イギリスやア

アメリカでは、共謀罪（コンスピラシー）は政治・労働運動を弾圧することを目的とした集団敵視の制度としての長い歴史がある。法案が全体として広範にしてあいまいなものになっているのは、集団を弾圧するための法的武器として使い勝手を良くするためである。

戦前の特高警察（特高）は、民衆の平和・人権のための取り組みや願いを抑圧することを通じて戦争遂行体制の重要な一翼を担っていた。その法的武器となったのが治安維持法だった。戦前の最大の言論弾圧事件・横浜事件では、特高が私的な温泉旅行を共産党再建のための謀議の会議であるとでっちあげ、約60人を逮捕し拷問にかけ、うその自白を強要した（約半数が治安維持法違反で起訴され有罪となったが、2010年横浜地裁で冤罪と認定され刑事補償がなされた）。共謀罪は平成の治安維持法として、特高的機能を復活させることになるだろう。

監視法としての共謀罪

共謀罪は犯罪の捜査を大きく変えることになる。共謀罪では人びとの会話や電話・メールの内容そのものが犯罪であり、そのためその捜査は事前の情報収集が中心になる。

第1は、通信傍受や会話盗聴である。法制審議会の「新時代の刑事司法制度特別部会」では、今秋の臨時国会に法案を提出する方向で議論が煮つまってきている。一つは、1999年に組織的犯罪対策立法として成立

した通信傍受法を改定して、通信傍受の対象犯罪を一般犯罪にまで拡大し、警察施設内で通信事業者の立会い抜きで傍受ができるようにしようとしている。もう一つは、室内などに盗聴器を仕掛けて会話を傍受する制度の新設である。こうした捜査手法が導入されると、市民生活に警察が広く介入するようになり、市民は警察の監視下におかれ、盗聴中の会話を理由に逮捕されるといふことにもなる。盗聴の拡大は憲法の保障する通信の秘密を絵に描いた餅におとしめるだろう。また、警察の情報収集活動・事前規制の強化が進み、刑事警察の公安警察化現象が肥大化していくことにもなる。1986年に発覚した公安警察による日本共産党国際部長緒方靖夫宅の電話盗聴事件は大問題となったが、共謀罪新設後は盗聴捜査が当たり前となる。

第2に、自首制は密告を奨励する効果を持つっており、市民が互いに監視し合う「一億総スパイ」時代がやって来る。また、捜査機関が団体の中にスパイを送り込み、犯罪を持ちかけ、関係者を罪に陥れることも決して絵空事ではない。というのは、特高はスパイの送り込みを常套手段としていたし、戦後においても1952年、公安警察が大分県菅生村で駐在所に爆弾を仕掛けて共産党員の犯罪に仕立てあげた謀略事件・菅生事件（被告人全員の無罪が確定し、スパイの警察官は有罪となった）などの歴史的事実が存在しているからである。

戦争する国づくりの中の共謀罪

安倍政権は昨年、開戦を決定し戦争を指導する国家安全保障会議の設置、日米共同作戦遂行と極秘のうちに戦争計画を移行するための秘密保護法の制定、戦死を賛美する靖国参拝を強行した。これに続いて今年も、他国のための武力行使、海外派兵のための集団的自衛権行使の解禁、戦後初の「国家安全保障戦略」にもとづいて自衛隊を盾から矛にするための大改造計画の実行、生徒らに国家主義を注入するための教育統制などをたくらんでいる。まさに戦争する国づくりの動きが全面的かつ急ピッチで推し進められているのだ。これほどまでに本気で戦争を始める気である政権は戦後初めてのことであり、安倍政権は戦争への道を突き進む戦後最悪の政権である。こうした戦争する国づくりの不可欠の一環として、秘密保護法、共謀罪そして盗聴法の三位一体で、情報の集中と統制、市民を監視するシステム、集団を弾圧し市民の抵抗を抑圧する仕組み、国民動員体制づくりが企図されているのである。

共謀罪法案は、条約の批准のために国内法整備が必要として提案されたが、日本弁護士連合会が明らかにしたように、批准するため新たな立法など全く必要がない。法制定の正当化を図れなくなった政府は現在、東京五輪を追い風にして治安対策の名で強行突破を図ろうとしている。

私たちは、安倍政権の下で推し進められようとしている戦争する国づくりとトータルに対決することが求められており、共謀罪法案の国会提案をとめる取り組みはその最大の環の一つである。

(なかきた・りゅうたろう／関西共同行動代表、弁護士)

NHK乗っ取り・私物化を企らむ「安倍一族」

—— 梶井会長、経営委員発言を考える

山口 正紀

梶井勝人NHK会長が1月25日に行なった就任記者会見での発言、それに関するNHK経営委員会の対応、経営委員2人の極右発言、それらを通して、彼らの背後にいる安倍晋三首相らの「対NHK戦略」が見えてきた。

—— 「みなさまのNHK」を「あべさまのNHK」にしたいのだな、「安倍一族」は……。

梶井発言のポイントを再確認しておこう。

《「従軍慰安婦」は「戦争地域にはどこにもあったと思う。韓国は、日本だけが強制連行したように言うから話がややこしい》

《靖国参拝は》総理の信念で行かれたので、

いい、悪いという立場にない》

《「秘密保護法は」一応通っちゃったんで、もう言ってもしょうがないんじゃないか》

《「領土問題は」尖閣、竹島問題について明確に日本の立場を主張するのは当然。政府が右と言うものを左と言うわけにはいかない》

愕然とした。こんな妄言・暴言を堂々と語る人物が、NHK会長になったのか——。

放送法第一条(目的)は、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」と謳っている。また、NHKが定めた「放送ガイドライン2011」は、「政治上の諸問題の扱いは、あくまでも公平・公正、自主・自律を貫き、何人からの圧力や働きかけにも左右されることなく、視聴者の判断のよりどころとなる情報を多角的に伝える」と明記している。

梶井発言が、これらに反していることは明白だ。「慰安婦」問題や靖国参拝、秘密保護法、尖閣問題など、どれも「視聴者の判断のよりどころとなる情報を多角的に伝える」べき課題。それを「言ってもしょうがない」と取り上げず、「政府が右と言うもの」を「右」としか言わないのなら、政府広報機関にすぎない。そんな広報を、視聴者に振り込ませた受信料を使って流すのは、振り込め詐欺だろう。梶井氏は直後の国会で発言を取り消した。ところが、2月12日の経営委員会では、「私はいへんな失言をしたのでしようか」と述べたという。自分の発言のどこが問題か、さ

え理解していない。そのくせ、NHK理事10人全員に日付のない辞表を提出させていた。真っ先に辞表を出すべきは梶井氏だろう。

公共放送の使命をまるごと否定した梶井氏に、NHK経営委員会は「嚴重注意」しただけだった。こんな状況を生み出したのが昨年秋の経営委員人事だ。新しく経営委員に就任した4人は全員、安倍首相の「オトモダチ」。安倍首相が任命したのは、どんな人物か。

百田尚樹委員は2月3日、東京都知事選に立候補した田母神俊雄氏の応援演説で「南京大虐殺、そんなものはなかった」「(田母神以外の候補は)人間のクズ」とののしった。長谷川三千子氏は、朝日新聞社内で拳銃自殺した右翼団体幹部について「現御神にその死を捧げた」と礼賛する追悼文を書いていた。

NHK経営委員について、放送法第31条は、「委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する」と定めている。また、NHKの経営委員職務基準には「公共放送の使命と社会的責任を深く自覚し、高い倫理観を持って職務を適切に執行する」とある。

百田氏や長谷川氏の言動は、諸外国では「極右」と言われる水準にある。この2人が「公共の福祉に関し公正な判断をすることができ」る人物でないこと、「公共放送の使命と社会的責任」の自覚に欠けることは明らかだ。